

大阪都市計画局審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
1	計画推進室計画調整課都市施設計画グループの担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課	計画調整課課長補佐にある職員	計画調整課課長補佐全員(9名)が対象
			計画調整課主査にある職員	計画調整課主査(9名)が対象
2	拠点開発室戦略拠点開発課市街地整備グループの担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	大阪都市計画局 拠点開発室 戦略拠点開発課	戦略拠点開発課課長補佐にある職員	戦略拠点開発課課長補佐全員(5名)が対象
			戦略拠点開発課主査にある職員	戦略拠点開発課主査(10名)が対象